

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

江別市では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成14(2002)年に「江別市男女共同参画基本計画」を策定しました。平成11(1999)年に施行された「男女共同参画社会基本法」では、市町村における計画策定は努力義務でしたが、当計画は、男女共同参画社会を積極的に推進するための指針として策定したものです。

平成21(2009)年3月には、あらゆる場面において、性別に関わりなくお互いが支え合い責任を果たすことで、自分の能力を發揮し自分らしく生きることのできる社会の実現を目指していくため、「江別市男女共同参画を推進するための条例」の制定と基本計画の見直しを行い、また、平成26(2014)年3月には、「江別市男女共同参画基本計画(平成26(2014)年度～令和5(2023)年度)」を策定し、平成30(2018)年度の間見直し時には、女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく市町村推進計画(以下「女性活躍推進計画」という。)として位置付け、各種施策を推進してきました。

男女共同参画社会の実現に向けて、各種啓発や子育て支援のための環境整備などにより、一定の前進が図られた一方、男女の固定的性別役割分担意識<sup>※1</sup>が根強く残っていることや、政策・方針決定過程への女性の参画、子育てや介護への男性の参画はいまだに十分だとは言えない状況があります。

現基本計画は、令和5(2023)年度末をもって計画期間が終了するため、これらの課題を踏まえ、江別市がすべきことを整理し、重点的・集中的に取り組んでいくことを示した新たな基本計画を策定することとしました。

### ※1 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。(内閣府ホームページ 男女共同参画関係用語より)

## 2 計画の概要

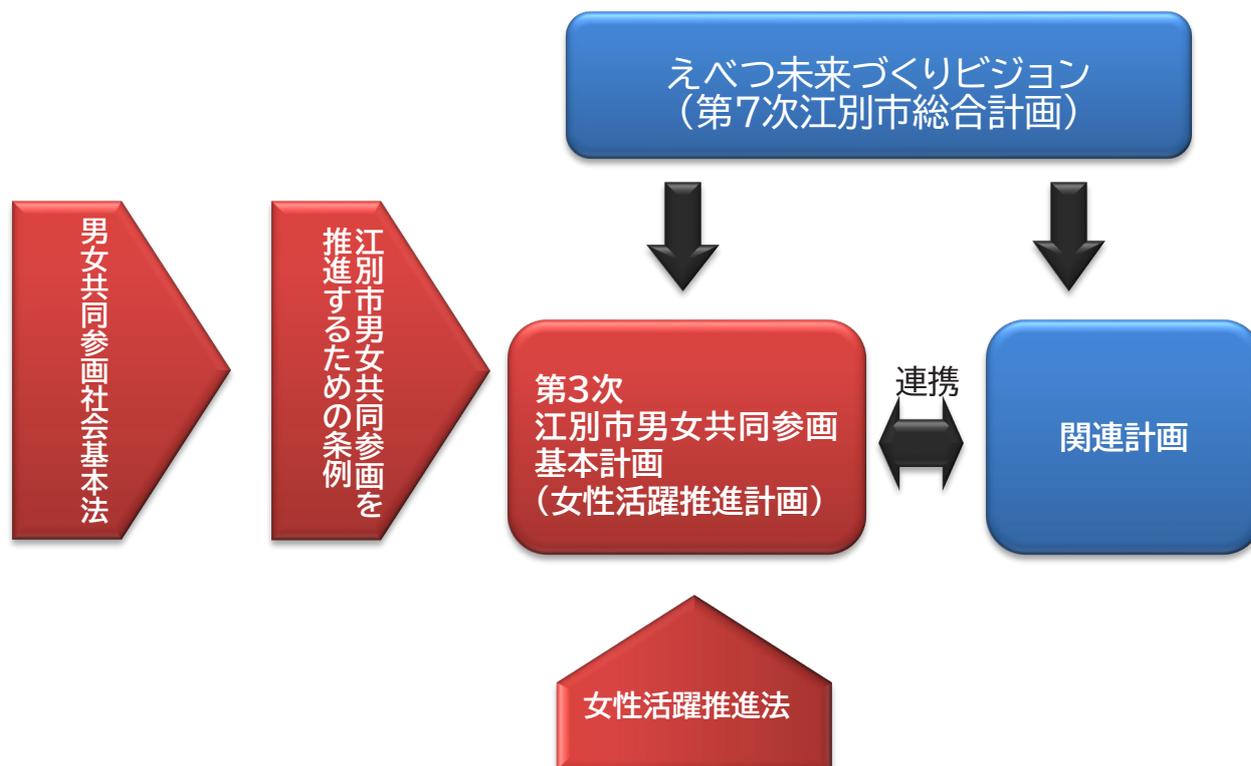
### (1) 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び江別市男女共同参画を推進するための条例第9条に基づき、本市の男女共同参画社会の実現に向けて、総合的、計画的に施策を推進するための指針であり、「えべつ未来づくりビジョン(第7次江別市総合計画)」を推進するための個別計画として位置付けています。

また、この計画の一部は、「女性活躍推進計画」と位置付けています。

なお、この計画は江別市の男女共同参画を総合的に推進する計画であることから、他の計画との連携を図って進めていく計画です。

## 【イメージ図】



### (2) 計画の構成

この計画は、江別市男女共同参画を推進するための条例に規定されている7つの基本理念に基づき、長期的な展望に立った基本方針と市が重点的・集中的に取り組むべきものを明確にした重点項目で構成しています。

### (3) 男女共同参画の推進とSDGsとの関係

平成27(2015)年9月に国連で採択され、世界が合意した「SDGs: Sustainable Development <sup>サステイナブル</sup> <sup>デベ</sup> <sup>ロップメント</sup> <sup>ゴールズ</sup> (持続可能な開発目標)では、目標5(ジェンダー平等の実現)を掲げており、女性に対する暴力や児童婚など有害な慣行の撤廃、あらゆるレベルの意思決定への女性の参画の確保等が示されています。そして、ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットの進展において重要な貢献をするものとされています。

令和2(2020)年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」においては、目指すべき社会のひとつとして「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」が掲げられ、目標5(ジェンダー平等の実現)を含むSDGs全体の達成に向けた取組を進める方向性が示されています。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 目標5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。

ターゲット	
5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、並びにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

#### (4)計画期間

この計画の期間は、令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間としますが、国の動向や社会情勢の変化に応じ、適切な見直しを行います。

なお、重点項目は、計画の中間年である令和10(2028)年度までに実施する具体の事業及び目標を設定します。